

第179回広島県開発審査会議事録

1 日 時 令和6年5月31日（金）10時00分から11時00分まで

2 場 所 広島市中区基町10番52号
県庁北館501会議室

3 出席委員 真田委員、田中委員、家頭委員、杉山委員、山木委員、藤原委員

4 議 案

議案番号	議案	土地の所在	開発等の目的	審議結果
1	広島県開発審査会会長の選任について			
2	建築行為の許可について	東広島市	倉庫及び整備場（自己の業務用）	議 決

5 報 告 事 項

番号	報告事項
1	広島県開発審査会提案基準集第11号の一部改正について 三原市広島県開発審査会提案基準集第10号の一部改正について 尾道市広島県開発審査会提案基準集第10号の一部改正について 東広島市広島県開発審査会提案基準集第10号の一部改正について 廿日市市広島県開発審査会提案基準集第10号の一部改正について

6 担 当 部 署 広島県土木建築局都市環境整備課都市開発グループ
TEL (082) 513-4127 (ダイヤルイン)

7 会議の内容（概略）

高橋幹事

（開会挨拶）

事務局（広島県）

（配布資料等の確認）

本日、出席の委員の皆様は7名中、6名でございます。

広島県開発審査会条例第5条第1項に定める定足数を満たしておりますので、この会は有効に成立しております。

それでは、審議に入らせていただきます。

事務局（広島県）

第1号議案は、広島県開発審査会条例第4条に基づく会長の選出でございます。

委員の改選に伴い、新たに会長を選任していただくこととなります。条例第4条第1項の規定によりますと、会長の選任は、委員の互選によることとなっておりますが、これまでの慣例では、指名推薦の方法により選任されております。今回も、この方法により選任したいと思っておりますが、よろ

しいでしょうか。

各委員

(異議なし)

事務局（広島県）

どなたか、推薦していただけますか。

藤原委員

真田委員をお願いしてはいかがでしょうか。

事務局（広島県）

ただいま、「真田委員に」という御推薦がありました、いかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

事務局（広島県）

異議なしとの御意見ですが、真田委員いかがでしょうか。

真田委員

お受けいたします。

事務局（広島県）

ありがとうございます。それでは、真田委員に会長をお願いしたいと思います。

真田会長、会長席へお移り下さい。

それでは、議事の進行をよろしく願いいたします。

真田会長

議事を進めさせていただく前に、一言御挨拶を申し上げます。

会長という重責をおおせつかり、光栄に存じますとともに責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

精一杯努めさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、引き続き御協力のほど、よろしく願い申し上げます。

真田会長

それでは、まず、第2号議案に入る前に、広島県開発審査会条例第4条第3項に規定する会長の職務代理者を指定したいと思います。

この職務代理者につきましては、会長が指名することとなっておりますので、都市計画が御専門の田中委員にお引き受けいただきたいと思いますが、田中委員、いかがでしょうか。

田中委員

お引き受けいたします。

真田会長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

真田会長

次に、前回の審査会から1年以上あいていますので、当審査会の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局（広島県）

（開発審査会の概要説明）

真田会長

それでは、審議に入ります。第2号議案について、東広島市より説明をお願いします。

東広島市

（第2号議案説明）

真田会長

ただいまの説明について、御意見、御質問はございませんか。

田中委員

倉庫等を新たに建築したとしても、交通量の変化ありませんか。

東広島市

倉庫等を増築したとしても、増加する台数は1日あたり10台程度と聞いております。前面道路の主要地方道瀬野川福富本郷線の通過交通量も多いものではありませんし、特に影響は無いものと考えております。

家頭委員

里道との境に単管のフェンスを設置するとのことですが、どの程度のものを設置予定ですか。北側の方が利用されているように見えますが、里道の通行に支障ありませんか。

東広島市

単管のフェンスは申請地側に設置しますので、里道の通行を阻害するものではありません。

又、申請敷地は既存の施設と同程度以下という基準がございますので、今回の申請敷地範囲で事業を行うものであり、里道の通行に支障をきたすものではありません。

家頭委員

敷地の道路側には単管のフェンスを一部設置しない計画となっておりますが、問題ありませんか。

東広島市

既存の建物が隣接地にございますので、単管のフェンスが無かったとしても、隣接地との一体利用はできないと考えております。

藤原委員

当該里道を通行する方はたくさんおられますか。

東広島市

里道を通行する方はほとんどおられません、里道は公道なので占有することはできず、確保しております。

真田会長

他に御意見は、ございませんか。

無いようですので、当議案については、原案のとおり決定することによろしいですか。

御異議無いようですので、当議案については、原案のとおり決定いたします。

真田会長

続きまして、報告事項について広島県から説明をお願いいたします。

事務局（広島県）

（報告事項説明）

真田会長

今回の報告事項については、国の関係法令の改正に伴うものであるため、報告どおり改正をお願いします。

これをもちまして、本日の議案すべての審議を終了いたしました。

進行を事務局へお返しします。

事務局（広島県）

（閉会）

8 会議の資料名一覧

- ・ 第2号議案の資料一式
- ・ 報告事項の資料一式
- ・ 広島県開発審査会関係例規集 等